

第 8 章 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	家庭用			官公署			工場用			営業用			湯屋用			列車給水用			臨時給水用			娯楽用			慈善用			プール用			定額制家庭用			共用柱					
	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金																																	
	m ³	円	円	m ³	円	円																																	
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17							10	2.8	0.2	36	5.4	0.11										10	3.5		1	0.09										
22. 4. 1	10	4.5	0.38							10	6.5	0.45	36	9	0.2										10	8		1	0.2										
23. 1. 3	10	30	3							10	43.5	4.35	36	60	1.65										10	55	5.5	1	1.3										
24. 4. 1	10	60	7							10	87	9	36	120	4										10	130	12	1	3										
26. 4. 1	10	90	9.2							10	150	15	40	240	8										10	300	30	1	5										
27. 4. 1	10	110								10	200		40	300											10	500		1	8										
28. 4. 1	10	180	23	20	360	23	20	360	23	10	220	25	100	1,000	12										10	500	60	1	10			5人 まで	180	35	10	160	18		
29. 5. 1	10	230	25	20	460	23	100	2,000	25	10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30					10	500	50	1	20		1,000	12,000	15	5人 まで	230	40	10	200	25
39. 4. 1	10	285	30	20	570	30	1,000	2,400	30	10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40					10	500	60	1	20		1,000	12,000	15			10	250	30	
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	10	420	50	100	2,300	30				1	70					1	20		1,000	18,000	30					10	320	45		
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115				10	560	95	100	4,100	60				1	175					1	35		1	65										
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140				10	630	115	100	4,600	70				1	210					1	40		1	75										
59. 4. 1	家事用			業務用									1	85			1	300			福祉用			1	115														
	10	800	120				10	900	180							1	100			1	370				1	60		1	140										
63. 4. 1	10	980	145				10	1,100	220						1	100			1	370				1	70		1	140											
平成 4. 12. 1	10	1,330	200				10	1,500	310				1	135					1	515				1	95		1	190											

12. 6. 1	一 般 用															湯屋用		臨時給水用		福祉用		プール用													
	基本 水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)													基本 水量	料 金	基本 水量	料 金	基本 水量	料 金	基本 水量	料 金												
	m ³	円	10m ³ を超え30m ³ までの部分	30m ³ を超え60m ³ までの部分	60m ³ を超え80m ³ までの部分	80m ³ を超え100m ³ までの部分	100m ³ を超える部分	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円	m ³	円																		
	10	1,300	190			195			240			280			310			1	135	1	515	1	95	1	190										
15. 4. 1 (新設)	工 場 用															工場用料金以外は上段に同じ																			
	基本 水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)																																
	m ³	円	10m ³ を超え30m ³ までの部分	30m ³ を超え60m ³ までの部分	60m ³ を超え80m ³ までの部分	80m ³ を超え100m ³ までの部分	100m ³ を超え300m ³ までの部分	300m ³ を超える部分																											
	10	1,300	190			195			240			280			310			96																	

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	一般用							官庁用							学校用(保育園含む)		
		基本水量	料金	超過料金					基本水量	料金	超過料金					基本水量	料金	超過料金
		㎡	円	1㎡につき	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え る部分	㎡	円	1㎡につき	1㎡を超え 10㎡までの 部分	11㎡を超え 30㎡までの 部分	31㎡を超え 60㎡までの 部分	61㎡を超え る部分	円	円
平成 4. 4.1		10	1,100	130					20	1,650	130					100	6,710	130
8.11.1		10	1,175	140					20	1,875	140					100	7,475	140
12. 5.1		8	1,100		150	150	160	160	20	2,000		150	160	160	170	100	8,625	170
16. 5.1		8	1,100		180	190	200	210	20	2,000		190	200	210	220	100	8,625	220

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)					
平成 18.4.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超える部分	
		10	1,300	190	195	240	280	310	
		上表からの読み替え (大和地区) 80㎡を超え85㎡未満の部分 280円 (諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分 310円 85㎡を超える部分 220円 155㎡を超える部分 250円							
	工場用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分
		10	1,300	190	195	240	280	310	96
		湯屋用	1	135					
福祉用	1	95							
臨時給水用	1	515							

プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)					
平成 19.3.1	一般用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超え 3,000㎡までの部分	3,000㎡を超える部分
		10	1,300	190	195	240	280	300	200
		上表からの読み替え (大和地区) 80㎡を超え85㎡未満の部分 280円 (諸富地区) 100㎡を超え155㎡未満の部分 300円 85㎡を超え3,000㎡未満の部分 220円 155㎡を超え3,000㎡未満の部分 250円							
	工場用	㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分	300㎡を超える部分
		10	1,300	190	195	240	280	300	96
		湯屋用	1	135					
福祉用	1	95							
臨時給水用	1	515							

湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

【簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	一般用							官庁用							学校用(保育園含む)		
		基本水量	料金	超過料金					基本水量	料金	超過料金					基本水量	料金	超過料金
		m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの部分	15m ³ を超え 34m ³ までの部分	35m ³ を超え 54m ³ までの部分	55m ³ を超え 84m ³ までの部分	85m ³ を超える部分	m ³	円	1m ³ につき	1m ³ を超え 10m ³ までの部分	11m ³ を超え 30m ³ までの部分	31m ³ を超え 60m ³ までの部分	61m ³ を超える部分	円	円
平成 10.12.24		10	1,175	140	/	/	/	/	20	1,875	140	/	/	/	/	100	7,475	140
12. 5.1		8	1,100	/	150	150	160	160	20	2,000	/	150	160	160	170	100	8,625	170
16. 5.1		8	1,100	/	180	190	200	210	20	2,000	/	190	200	210	220	100	8,625	220

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)					
平成 18.4.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分	85m ³ を超える部分	
		10	1,300	190	195	240	280	220	
	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分	100m ³ を超え 300m ³ までの部分	300m ³ を超える部分
		10	1,300	190	195	240	280	310	96
	湯屋用	1	135						
	福祉用	1	95						
臨時給水用	1	515							

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/m ³)					
平成 19.3.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分	85m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
		10	1,300	190	195	240	280	220	200
	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分	100m ³ を超え 300m ³ までの部分	300m ³ を超える部分
		10	1,300	190	195	240	280	300	96
	湯屋用	1	135						
	福祉用	1	95						
臨時給水用	1	515							

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	一般用				
		基本水量	料金	超過料金		
平成 16. 4.1		m ³	円	9m ³ を超え 25m ³ までの部分	26m ³ を超え 50m ³ までの部分	50m ³ を超える部分
	8	1,000	80	90	100	

【上水道・簡易水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)				
				10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
平成 23.4.1	一般用	m ³	円					
				190	195	240	270	200
		10	1,300	上表からの読み替え (富士南部簡易水道) 経過措置(H25年3月31日まで)				
	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 300m ³ までの部分	300m ³ を超える部分
		10	1,300	190	195	240	270	96
	湯屋用	1	135					
	福祉用	1	95					
	臨時給水用	1	515					

湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年 度	契約水量		計画受水量	用水料金	受水費		
昭和59～62	責任水量制	40,600m ³ /日	-	31円/m ³ (未供給地区)	459,389千円		
昭和63～平成3				44円/m ³ (供給地区)	652,036千円		
平成4～7	協定水量制	42,890m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金: 62円/m ³	1,172,081千円		
				使用料金: 24円/m ³			
平成8				39,130m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金: 72円/m ³	1,313,766千円
						使用料金: 34円/m ³	
平成9～10				34,950m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金: 80円/m ³	1,314,365千円
						使用料金: 35円/m ³	
平成11～13	31,350m ³ /日	21,000m ³ /日	基本料金: 80円/m ³	1,183,695千円			
			使用料金: 35円/m ³				
平成14～16	30,610m ³ /日	20,000m ³ /日	基本料金: 82円/m ³	1,178,957千円			
			使用料金: 36円/m ³				
平成17年4月～平成17年9月	変更協定水量制	35,453m ³ /日	20,000m ³ /日	基本料金: 71円/m ³ 使用料金: 33円/m ³	567,157千円		
平成17年10月～平成20年3月	変更協定水量制	41,505m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日	基本料金: 71円/m ³	平成18年度: 1,358,218千円		
			諸富地区: 6052m ³ /日	使用料金: 33円/m ³	平成19年度: 1,363,542千円		
平成20年4月～平成23年3月	変更協定水量制	40,751m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日	基本料金: 65円/m ³	平成20年度: 1,224,475千円		
			諸富地区: 5,973m ³ /日	使用料金: 30円/m ³	平成21年度: 1,222,204千円		
					平成22年度: 1,221,521千円		
平成23年4月～	変更協定水量制	40,147m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日	基本料金: 60円/m ³	平成23年度: 1,130,044千円 (予算額)		
			諸富地区: 5,960m ³ /日	使用料金: 29円/m ³			

協定水量算出方法について

協定水量 = (過去3年間の平均配水量 × 水源余裕率¹ - 自己水源) × 浄水損失(0.96) × 送水損失(0.94)

1 水源余裕率 = 域内の保有水源 ÷ 受水団体への1日平均配水量

変更協定水量(平成17年10月～20年3月) = (配水量実績 × 水源余裕率 - 自己水源) × 浄水損失 × 送水損失 × 水源利用率 + 配分水量 × 水源未利用率

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

市民に水の大切さを認識してもらい、水道事業の重要性を訴えるため、広報活動を実施しました。

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

水道フェア2010

期 日：平成22年6月5日(土)

場 所：イオンショッピングタウン大和1階セントラルコート(佐賀市大和町)

内 容：きき水コーナー、水道相談コーナー、水道パネル展示、子ども工作教室、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、オリジナルボトル水「水とっと」配布

(2) 浄水場施設見学

見学者		人数
学 生	小学生	1,492名
	その他	12名
一般		47名
計		1,551名

(3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

(4) 広報誌「水道だより」

市民が必要とする情報の発信を行い、水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくために、独自広報誌「水道だより」を定期発行しています。

・2010年秋号 平成22年9月 1日発行

・2011年春号 平成23年3月 1日発行

(5) 市報等での広報

- 6月 1日号 水道フェア 2010 開催のお知らせ
- 2月 1日号 水道料金改定のお知らせ
- 3月 1日号 中高層建築物集合計算及び福祉用の水道料金適用の申請について
- 3月15日号 転出・転入に伴う水道使用の届出手続きについて

(6) 水道出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

水道出前講座 実施状況

実施数	開催会場数	参加人数
18回	18会場	389名

【水道だより】

2010年秋号(表紙)



2011年春号(表紙)



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロー図

